

元・斎王井上内親王廃后事件と八世紀王権の転成

榎村寛之

The Dethronement of Empress Inoue and the Transformation of the Imperial Throne in the 8th Century

EMURA Hiroyuki

はじめに

- ① 井上内親王の廃后理由とその独自性
 - ② 称徳天皇の権力
 - ③ 井上内親王の位相
 - ④ 井上皇后と斎宮再生
 - ⑤ 桓武による斎宮改革の意義
 - ⑥ 井上斎王の国家的位置付け―聖武期における斎王の意義―
 - ⑦ 皇后・斎王・女帝―井上内親王の権力基盤―
- 終章 井上内親王事件の史的意義

【論文要旨】

宝亀三年（七七二）、光仁天皇の皇后井上内親王が天皇を呪詛した罪で廃された。この事件は有名ではあるが、これまでは単なる政治闘争の一形態として理解されてきた。先帝で、井上の姉妹の称徳天皇は、女帝であることを除けば、最も律令制的な手続きを踏んで即位した天皇であった。しかも皇后的な権威をも有し、武力で復位しており、さらに出家者であったため仏法主導の元で神々が王権を守護するというイデオロギ―で支えられていた。彼女は権力そのものの象徴であり、男女を超え、律令体制下で天皇権力の専制性を究極にまで押し進めたと理解できる。光仁天皇・井上皇后段階の政治課題は、天皇を、どのように律令体制下に位置づけなおすか、ということであった。

しかし光仁天皇は、聖武天皇の娘である井上の婿として即位しており、その没後には、井上が皇太后臨朝、または即位する可能性があった。そして井上には、元・斎王という経歴があり、伊勢神宮と深い関係を持っていた。井上の皇后在位期に、斎王が

未定のまま称徳朝に途絶していた斎宮が造営されたが、この斎宮の、斎王の住む内院は、一つの区画の中で塀によって区分された生活空間と儀礼空間で構成されており、周辺に未整理の付属施設を伴った宮殿的な施設であった。続く桓武天皇段階の斎宮では、官衙区画を構成する方格地割の設計が優先され、内院は区画の中に組み込まれる。この改造では、長岡京の造営を意識しつつ、儀礼環境の整備、確立と継承など、斎王の権威より斎宮の都市化、定型化を押し進めたもので、「システム」として受け継がれるべき斎宮と斎王」へと転換したと考えられる。

このように井上は「元・斎王」の皇后として、伊勢神宮を背景に特殊な権力を有しており、もし即位することがあれば、再び聖俗混交した専制王権が復活する可能性が高かった。井上廃后事件は、こうした「皇后」「女帝」「斎王」の権力を無化するために行われたイデオロギ―闘争だったのである。

はじめに

宝亀三年（七七二）に起こった、光仁天皇の皇后井上内親王の廢后事件は、天皇呪詛の主犯が皇后という異常性と、その子である皇太子他戸親王の廢太子事件に連動し、山部親王、つまり後の桓武天皇の皇太子就任の契機になったことから広く知られている。特に近年では、天武系から天智系への王系転換を誘引した事件として、王権のあり方にも大きな影響を与えた事件と捉えられることが多いため、概説的な古代政治史の中でも、論じられないことはないといつてよい。

しかし、一方で、この事件における井上皇后の位相は、意外に検討されていない。それは、天皇の血統で直接比較されるのが、天武系の他戸皇太子と天智系の山部皇太子であり、井上廢后は、他戸廢太子の布石となった冤罪事件として理解されることが多く、⁽¹⁾廢后と廢太子が一体化して理解されていたためである。そのため、たとえば井上⁽²⁾が他戸に先行して廢されていることなどはほとんど注目されていない。『続日本紀』の記す他戸皇太子を廢する勅を見ると、謀反大逆人である井上内親王の子であることが他戸廢太子の理由であり、他戸は井上に連座したことになる。しかしながら学界の通説的理解では、真の目標は他戸であり、井上はいわば「王朝交替の巻き添えとして葬り去られた」とされる。この事件について深く追求した数少ない研究者である角田文衛は、事件の背景に、藤原百川・良継と百川の母久米連若女らによる陰謀があるという「眞犯人」探求を行っているが、やはり井上冤罪説であることに変わりはない。榮原永遠男や坂上康俊などによる近年の通史でも、井上を政争に巻き込まれた被害者と捉えている。『続日本紀』の記事は否定的に「解釈」され、その内容は無視されているのである。また、井上の廢後の背景に踏み込んでいる歌人の山中智恵子でも、「井上皇后のめぐりには、齋宮寮以来の、

神祭に習熟した老若の女官が多くいた⁽³⁾」ことから、呪術を行っていたと疑われやすい雰囲気があった可能性を示唆し、井上を一方的な被害者とすることにまわっている。

しかし、本当に井上は単なる巻き添えなのだろうか。当時の井上は皇族出身の皇后のみならず、皇太子の母であり、先帝称徳の妹であり、元齋王で、当時の王権の中でもその立場は極めて複雑なものがある。このような性格が、この事件、そしてこの事件を引き起こした社会的背景と関係がないとは考えにくい。本稿では、井上皇后の王権の中での位置づけを再検証し、長岡遷都という形で結実する転換期の王権におけるこの事件の意味を再検討するものである。

● 井上内親王の廢后理由とその独自性

延暦十九年（八〇〇）七月二十三日に「故廢皇后井上内親王」は、崇道天皇と追称された早良親王とともに名譽回復され、「追復稱皇后。其墓並稱山陵」とされた⁽⁴⁾。しかし留意すべきは、この時に、他戸親王が名譽回復されていないことである。他戸は、その廢太子宣命に「他戸王」と記されており、おそらく井上廢后時に親王号は剥奪されていたものと見られる。この扱いは、光仁の子である二世親王ではなく、井上内親王の子である三世王とされたこと、つまり光仁の皇太「子」ではなく、例えば奈良時代の廢太子である道祖王と同等としか見なされていなかったことを示唆している。それは井上との関係をより強調したものであろう。ならば他戸は、井上が廢后された時点で、実質的には皇太子権を剥奪されていたのであろう。そして廢太子時に他戸は「庶人」とされる。

しかし、『続日本紀』宝亀六年四月己丑条の卒記事には、二人は「井上内親王、他戸王」とされている。これは井上内親王の名譽回復を経た『続日本紀』の文飾である。その証拠史料として、『類聚国史』所引の『日本

後紀』逸文と見られる延暦二十二年（八〇三）正月十日条があげられる。これは外従五位下槻本奈氏麻呂・正七位上豊人兄弟への増位記事で、その理由は、光仁天皇の旧臣であった二人の父、右兵衛佐外従五位下槻本老の功績に報いるためだとされる。槻本老は、はじめ「庶人」が東宮にあつて「暴虐尤甚」で、天皇に反発して無礼であつたことを憤り、「庶人」と「母廢后」の怒りを買って敵しく責められたが、のち後の天皇呪殺計画が暴かれた時、その罪を厳しく糾弾して、ついに廢后・廢太子に追い込んだという。

注意すべきは、すでに延暦十九年に復位している井上皇后が「廢后」と記されていることである。おそらくこの文章は、槻本老の卒伝などから直接引用したもので、それが延暦十九年以前だったために古い表記が残つたのだろう。つまり、名譽回復以前、すなわち七七二年から八〇〇年の間の公的な記録には、井上は「廢后」、他戸は「庶人」と記されていたはずである。例えば、井上・他戸の死亡報告の一次史料には、「廢后とその子の庶人」が同日に死んだとされていたはずなのである。

ところが一方、宝龜六年四月己丑条には「他戸王」の表記がある。これは、他戸親王が、『統日本紀』編纂・冊定時にも親王位に復していなかったことを意味している。つまり井上と他戸はともに名譽回復されているものの、扱いが違うのである。さらに注目すべきは、槻本老の卒伝と見られる史料では、他戸は連座ではなく、その暴虐のために廢されたという史観が示されていることである。

いささか長くなつたが、井上の名譽回復前には、その冤罪の噂とは別に、井上は呪詛、他戸は暴虐というそれぞれの罪で廢されたという認識もあつたことをここでは確認しておきたい。これは、井上は、宝龜六年にはその廢後の意味がなくなつたから名譽回復され、他戸は親王に戻せない理由があつたから王のまま留め置かれたという可能性をも示唆するものである。

このように見てくると、井上廢后には、他戸失脚の布石に止まらない独自の意味が求められそうである。そもそもこれまでの研究には、皇后や皇族女性の政治権力についての認識が欠落していたのではないだろうか。

しかし一方で、近年、井上皇后の政治的役割に独自性を見る研究が問われ出している。まず西野悠紀子⁸⁾は、井上を旧皇統と新皇統を結ぶ光仁の共同統治者と位置づけ、伝統的勢力の中心となりえたとして、その廢后の背景に、「中国的男女役割の確立と大后の伝統の否定」という光仁の意図を見る。そして光仁が称徳への権力集中の極度の高まりを受け継いでいる一方、井上については、二十年にわたる皇后の不在の結果、皇后が共同統治者であるという認識が低下していたため、天皇との権力バランスが崩れ、有力氏族の後ろ盾を持たない皇族皇后で、政治的背景が弱いために廢位されたとし、井上廢位により、「大后的皇后」は姿を消すとした。

また、遠山美都男⁹⁾は、井上の皇后としての特異性と、女帝としての可能性を指摘している。遠山は、光仁即位を他戸への中継ぎと考え、井上を、即位する資格は十分にありながら、まだ皇后になつていなかったため、キサキから女帝というコースをとれず、称徳の遺志で皇后とされた、と指摘する。その一方、道鏡擁立が貴族層の総意で否定された後に即位した光仁は、暴走の危険の多い不婚の女帝を作らないことを容認したのではないかと推定し、キサキから女帝即位の可能性も、井上内親王の呪詛事件で絶たれた、とする。そして呪詛の動機を「井上は聖武のむすめとしてこの世に生を受けたからには、異母妹称徳と同じように、天皇の座に就きたいという願望と焦りをどうにも抑えがたかつたのではないであろうか」とし、この事件を契機に皇后から、天皇を輔佐し天皇権力を分掌する権限が剥奪され、「本来型の女帝の歴史にもピリオドが打たれ」たとする。

西野や遠山の指摘には極めて重要な論点が内容されているが、両者の

主張には大きな開きがある。西野が光仁の役割を重視し、井上立后の時点ですでに皇后権力は天皇権力とのバランスを欠いていたため、井上の失脚は容易に行われたとするのに対し、遠山は光仁の他戸への中継ぎ性を強調する。遠山は、明言こそしていないが、中継ぎという点では光仁と井上は同格であり、皇后から女帝へのコースの消滅は、井上の失脚によって生じたのである。

西野の指摘するように、井上の政治的背景は弱い、しかしそれは、遠山が指摘したように光仁も同様であり、光仁が主体的に権力を結集できたかどうかについては疑問ではある。とはいえ、西野の主張は、称徳により権力結集が行われた「天皇」位が光仁に継承されたという視点に基づくものであり、一般的な天皇と皇后の關係に集約すれば、首肯できるものがある。

一方遠山の説は、井上の自立性を強調するものである点が注目される。しかし、井上失脚の動機が個人的な権力欲であり、その呪詛事件の「偶発」を奇貨として、結果的に女帝の可能性が絶たれた、とすることは、女帝の全面廃止が偶発的なもので、井上事件がなければ皇后から女帝へのコースは残ったのか、ともとれることになる。遠山は、井上の事件を謀略として見てきたために、皇后の変化が見過ごされた、と指摘する。しかし反面、井上の呪詛を「事実」として捉え、井上個人に執着するあまり、皇后そのものに伴うとされる権力がなぜ否定されるに至ったのか、を西野のように歴史的に検証していない嫌いがある。

このように、先行研究を比較することで、井上の位相についてはまだまだ検証すべき点が多いことがわかる。

② 称徳天皇の権力

井上皇后の位相を考えるために不可欠なのは、彼女と光仁天皇が受け

継ぐことになった「権力」「権威」の分析である。その検証のためには、その保持者であった称徳(孝謙)天皇の権力分析が必要不可欠となる。まず、最初に注意しておきたいのは、孝謙天皇が女帝でありながら、最も「律令制的」な天皇だったことである。

すでに仁藤敦史や義江明子が指摘していることだが、孝謙天皇は、皇太子を経て天皇になった唯一の女性天皇である。それ以前の女性天皇は、推古、皇極、持統が前天皇の皇后の継承で、元明が前帝文武の母で文武の遺詔による継承と、いずれも皇后・皇太后という立場が前提になっている。母から子への継承として異例なのは元明から元正への場合だが、この場合も皇太子を経るようなことはなかった。さらに、孝謙は、皇族ではないとはいえ、光明皇后所生である。奈良時代に皇后を母にしている天皇は他には見られない⁽¹²⁾。

そして、孝謙は、即位とともに斎王が置かれた唯一の女帝である。しかもその記録が、前斎王の帰京と新斎王の卜定の時期についての前例とされている⁽¹³⁾。

さらに注意しておきたいのは、皇太子時代の阿倍内親王が、群臣の前で五節舞を行っていたということである。女性天皇が日常的に群臣の前に姿を現したかどうかは大きな問題ではあるが、少なくとも孝謙は皇太子の時点から、姿の見える女帝であった。

このように、皇太子を経て即位し、群臣の前に姿を現し、斎王を置いた天皇は、女性天皇の通説的理解では捉えられない。武力による皇位篡奪をした天武をはじめ、祖母からの継承となる文武、そして藤原宮子を手母に持つ聖武に比べても、女帝でありながら、孝謙は最も律令制的な手続きを踏んで即位した天皇、すなわち、正当な立場で育てられた天皇なのである。この事実、彼女の権力意識の中に大きな意味を持つようになったのではないだろうか。すでに遠山が指摘しているが、天平宝字八年(七六四)十月九日壬申詔に見られる聖武天皇の遺志「王を奴となす

とも、奴を王と云ふとも、汝の為むまにまに」は、彼女のこうした意識をさらに強めるものとなったであろう。

そしてこの意識は、復位によって更に強められたと考えられる。称徳の権力根拠が、武力による王権奪取にあることは当然だが、注意したいのは、称徳が大嘗祭は行っても即位式を挙行していないことである。奈良時代の太上天皇が、天皇と同等の権力を持っていたという近年の研究成果を踏まえれば、この復位は、太上天皇がその地位を捨てて即位したというようなものではなく、太上天皇が天皇を吸収する形で、権力の一体化を図ったと認識されたものと考えられる。称徳の大嘗祭が、即位式の場の一部でもあるべき第二次朝堂院ではなく、第一次朝堂院跡、すなわちこの時には、彼女の内裏であった西院の庭で行われたことも、太上天皇の地位を前提とした天皇権力の合一化という意識の顕れと考えられる。

称徳という称号は天平宝字二年八月一日に奉られた尊号「寶字称徳孝謙皇帝」の一部にすぎない。つまり、「称徳天皇」という天皇は厳密には存在しない。逆に「高野天皇」という称号が、「上皇」の時にも、「称徳天皇」の時にもしばしば使われている。¹⁶上皇と天皇の区別は、『統日本紀』の記述においては、平安時代ほど明確ではない。孝謙上皇は天皇としての特性を既に得ていたので、服属確認儀礼である大嘗祭を行えば、再度即位式を挙行する必要はないと考えたのであろう。

そして「孝謙」と「称徳」の大きな相違として忘れてはならない事に、皇后の不在がある。「しりへの政」¹⁹を司る大后権力に源泉を持つ皇后の役割は「孝謙」の時代には母である光明皇后の手中にあったが、光明の死後、その機能は孝謙「上皇」のもとに移り、それもまた「称徳」天皇のもとに集約されたと考えられる。「称徳」は、天皇であり、上皇であり、皇后であった。

さらに称徳天皇の権力根拠として見逃せないのは、そのイデオロギー

的特性である。周知のように、称徳大嘗祭には僧が参加しており、何より彼女がすでに法体であった。その復位において、称徳政権は僧俗一体となった権力となったことになる。

しかし称徳政権を支えていたのは仏教のみではない、天平神護元年（七六五）十一月二十三日庚辰詔には「上つ方は三宝に供奉り、次には天社・国社の神等をもあやびまつり…経を見まつれば仏の御法を護りまつり尊びまつるは諸神たちにいましけり」とある。この時期には伊勢神宮に神宮寺が造営され、神護景雲元年（七六七）八月十六日癸巳詔には、伊勢神宮（外宮）の上に瑞雲が現れ、改元が行われたことが記されている。

つまり、仏法主導の元で伊勢神宮以下の神々が王権を守護するという「神護」体制の構築が進められ、その顕れとして行われたのがこの改元なのである。²⁰称徳のイデオロギー政策は、すでに聖武が意識していた「仏教主導の下に神祇を結集させ、一体化させる方向性」を究極にまで押し進めたものであったといえるだろう。

もとよりそれは、称徳にそれだけの権力があつた、というものではない。しかし、太上天皇も、皇太子も置かず、しかも法体であった称徳は、政治・イデオロギー両面において、権力そのものの象徴となり、その意味で、律令天皇権力がその構造上内包していた専制性を究極にまで押し進めて、かつてない権力をにぎったと理解できるのである。

③井上内親王の位相

称徳体制を以上のようなものと考えると、光仁即位・井上立后段階の政治課題は、称徳に結集した「大権」、すなわち、天皇・太上天皇・皇后・宗教的権力者を合わせた権能を残すのか、あるいはいかに分散させるのかの方針を決めることであり、それは律令に規定されていない「天皇」を、律令体制下に位置づけなおす作業でもあつた。こうした状況下で、井上

内親王の位相はどのように理解できるだろうか。

光仁王権には、聖武の女婿という血統と、群臣による推挙の二つの側面があり、その整理として井上が肅清されたことについては西野の指摘を踏まえることができる。その背景には、遠山が指摘したように、「大后」であるとともに、井上が「最後の女帝」になったかもしれない皇后であったことがあげられる。しかし私が留意したいのは、その場合には「称徳的」な天皇が再現される可能性があるとして、当時の権力体制の中で危惧されていたのではないかと、ということである。

井上は、奈良時代唯一の皇族皇后であり、最も出自が正しい。そして西野や橋本義則が指摘しているように、井上は歴代はじめて内裏に居住した皇后である⁽²¹⁾。

これは天皇の元に皇后が同居する形なので、西野の指摘するように夫方居住の嫁取婚であり、橋本の指摘するように「皇后が政治的権力から疎外され、その基盤であった皇后宮を天皇の宮から独立して営むことができなくな」ったことの顕れといえる。しかし、井上に関して言えば、経済的な実態はともかく、表象上は別の理解が可能である。

光仁はそれまで平城宮に住んだことがない。一方井上は平城宮の主人であった聖武の娘である。その意味では、井上の夫方居住は、先天皇の娘が新天皇を婿取りした、という関係をも表している⁽²²⁾。すなわち、表象上は夫方居住ではなく、夫と妻が妻の父の旧居に入った形になるのである⁽²³⁾。とすれば聖武の遺産の継承者は井上であり、井上は光仁に従属して平城宮に入ったのではなく、平城宮に移ったことにより、結果的に天皇を婿取る形式になったとも理解できる。

もとより皇后宮の独立が失われたことは、皇后の経済基盤の失墜であり、長期的に見れば皇后権力の失墜のきっかけであった。しかし、井上が皇后に就任していきなりその変化が顕著になったとは考えにくい。むしろ井上が皇后となってから失脚するまでの間に、そうした変化はよう

やく顕れてくるものであろう。このように井上・光仁夫妻の場合、居住形態からはその政治的な力関係を論じることは難しい。

一方、光仁は擁立された天皇で、その政権は、藤原永手・家依父子・良継・百川らの共同体制で維持されていた。ならば称徳の大権が、井上を無視してそのまま光仁に継受されたとは考えにくい。事実、光仁は即位まで正三位で、井上は二品だった。また神護景雲二年（七六八）十月には、白壁王と井上内親王は、新羅交易物を購入するための綿を賜与されており、この夫婦は称徳政権下で、王皇位継承者・他戸の父母として称徳の皇位継承思想に入っていたとされる⁽²⁴⁾。つまり井上は、称徳に重視されていた時点で夫より高位にあり、たとえ西野の指摘するように、長期間の空位により皇后大権の名目化が進んでいたとしても、その権力が天皇に従属する域に留まるとは考えにくいのである。事実、光仁即位の童謡⁽²⁵⁾

葛城寺の前なるや 豊浦寺の西なるや おしとど としとど 桜井
に白壁沈くや 好き壁沈くや おしとど としとど
ゆるや おしとど としとど

は井の中に白壁が沈んでいる、つまり白壁王（光仁）は井上に庇護されて即位したと歌っているのである⁽²⁵⁾。井上の皇后宮職の大夫は光仁王権の領袖の一人、藤原家依であり、皇后宮職が光仁王権の重要部分と位置づけられていたこともうかがえる。

そして井上（七十七年生）と光仁（七〇九生）との年齢差を考えれば、光仁の没後に皇太后臨朝または即位の可能性があったことは否定できないだろう。すでに井上は、聖武直系という血統と、皇太子の後見者という立場、そして皇后の地位までは手に入れていたのである⁽²⁶⁾。

しかし井上は、称徳とは違い、皇太子を経て正統な皇位継承手続きを踏んで女帝になるわけではないので、称徳ほどの権力集中の起る「危険性」は乏しいように見える。とはいえ、先帝の後となれば、持統や斉明のように大きな権力を持つ可能性はあった。そして井上には、称徳と

も、他の女帝とも違う点が一つだけあった。尼であった称徳が仏教を背景とした宗教的権力を持っていたのに対し、齋宮と伊勢神宮とに深い関係を持っていたことである。また、留意すべきは、別稿で指摘したように、彼女の時代に「中宮八十島祭」「東宮八十島祭」が創始された可能性が高いことである²⁷。それまで天皇のみが行う祭祀であったと見られる八十島祭を皇后や皇太子に拡大することは、王権における皇后の祭祀的な権力の強化につながるものと考えられよう。このように、井上の皇后権力は、祭祀権という極めて捉えにくいものを取り込んで成立していたのである。それは例えば藤原氏の政治権力を背景として立場を強めた光明皇后などとはかなり異質であった。その上で先帝の后として即位すれば、その評価は単純なものではないのである。

ここで、井上が皇后在位期の、皇后に関わる「続日本紀」の記事を整理してみよう。

- 一、宝亀元年（七七〇）十一月六日 皇后立后、娘酒人に三品（山部で四品）ほか八人の女王を叙位
- 二、宝亀二年（七七二）正月二日 女官三人に叙位（女官のみ）
- 三、宝亀二年（七七二）正月二十三日 他戸親王皇太子に。皇后宮、東宮の人事（皇后宮大夫藤原家依¹¹左大臣永手の第一子、亮は伊勢老人、東宮傳は大納言大中臣清麻呂）
- 四、宝亀二年（七七二）三月十三日 左大臣藤原永手の急逝により清麻呂右大臣に
- 五、宝亀二年（七七二）十一月十八日 氣太王に齋宮を造営させる
- 六、宝亀二年（七七二）十一月二十一日 大嘗祭
- 七、宝亀三年（七七二）正月十日 女叙位十一人
- 八、宝亀三年（七七二）三月二日 井上廢后
- （宝亀三年（七七二）五月二十七日 他戸廢太子。皇后宮、東宮坊の官人は連座せず）

一については、酒人内親王の身分の高さが注目できる。酒人は山部親王（桓武天皇）より高い三品で、重要視されていたことがうかがえる。平安末期に成立した史書である『水鏡』には、光仁天皇が井上廢后の後に酒人を天皇として推したが、藤原百川の誠意を尽くした説得に、ついに山部親王（桓武）の皇太子就任を認めたという記述がある。後世の伝承なのでほとんど省みられていないのだが、榮原永遠男が指摘するように、この記述が『藤原百川伝』に依る所が多いのであれば、あながち新しいともいえない資料ではある²⁸。酒人の当時の宮廷の重要性がうかがえるのではないだろうか²⁹。

次に二については、天平宝字五年（七六一）六月二十六日の「皇太后周忌御齋」への女官の供奉を功とした叙位に似ており、正月儀礼による女官人事が行われた可能性が高い。しかし正月二日の中宮への皇太子朝賀や群官朝賀、女官朝賀などは、平安初期、嵯峨朝の橘嘉智子の時に創始された可能性が高い³⁰。むしろ、元日儀礼に関係しているのかもしれない。女官は後宮に奉仕するので、本質的には天皇に属するものではあるが、井上が後宮に居住し、光仁を婿取りしたとすれば、これらの人事は「井上体制」の確立を意図したものと見ることができよう。

三、四は人事に関わることで、大中臣氏と伊勢氏が同族であることが注目できる。そして東宮坊を掌握した大中臣清麻呂は、さらに右大臣に昇進する。この時期の宮廷で、大中臣氏の果たしていた役割は大きなものがある³¹。光仁天皇と大中臣氏には積極的な繋がりは確認できない。大中臣氏は、おそらく井上廢后の影響を被っていないためか、井上との関係は論じられたことは少ないが、むしろこの時点では、光仁より井上との関係がうかがわれる。

そして本稿の問題関心から留意すべきは、五の齋宮造営が、六の大嘗祭より早いことである。すでに指摘したところだが、齋王卜定は、即位と大嘗祭の間に行われることが多い³²。しかしこの時は、齋王未定のまま

で齋宮が造営された。そして後に齋王になったのは井上の娘、酒人なのである。そこに元・齋王である井上内親王の意志が働いていなかったとは考えにくい。そこで齋宮の発掘成果と照らして、この時期の齋宮についての検討を加えよう。⁽³³⁾

④ 井上皇后と齋宮再生

まず確認しておきたいことは、文献から見ると、称徳朝には齋宮は置かれていなかったことである。称徳が仏法主導による伊勢神宮支配を目指したことは前述したが、その反動として齋王は置かれなかったと考えられる。つまりは、国内最大の権力を持つ尼である称徳の下に、伊勢神宮は神宮寺を介して直接支配されていたのである。

そして齋宮跡での調査成果を概観すると、奈良時代前期には史跡西部に集中していた遺構が、奈良時代後半には東部に移動しており、その間に空白と目立っていい期間がある。

史跡東部では、奈良時代後期に造営された東西七列、南北四列、各区画一・二メートル四方の方格地割が、幅員一・二メートルの道路で区切られる形で造営されていたことが確認されている。ところが方格地割中心部、齋王のいた内院区画と推定されている、東から三区、北から三区目の、通称鍛冶山西区画の、内院地区第一期においては、区画が東西に長く、その外周と内部に、二重塀が巡らされていたことが明らかになった(図1)。さらに近年の調査成果から見ると、その周囲地域の第一期に対応する時期の建物は方位が不揃いで、方格地割がまだ造営されていなかった可能性が高いとされ、かなりの格差が推定できる。第一期齋宮の特色は、整備された内院区画と、比較的雑然とした周囲の建物群のアンバランスにある。

現在確認されている、この時期の内院最大の建物(SB七九五〇)は、

外郭と内郭の間に位置し、東西六間、南北二間で南北に庇が付いたものである。二重目、つまりより世間と切り離された郭内の調査では、中心建物は未検出ではあるが、後の寝殿にあたる建物が無かったとは考えにくく、鉄道線路の下になっていると推定されている。鍛冶山西区画の内院地区第一期には、大型建物が二棟はあったと見るのが妥当なのである。さらに付属する既検出の建物にも、二間×五間クラスの規模の大きいものが多い。内院地区の二重塀は、早い前例としては飛鳥浄御原宮の内裏のように、この区画自体の尊貴性を高める効果を狙ったものだろう。このように、内院地区第一期においては、内院の周囲に対する隔絶性が強く認められるのである。

この第一期齋宮に対応するのが、先述の宝亀二年(七七二)の気太王を造齋宮使とした齋宮造営記事である。この点に関連して興味深いのは、気太王が鍛冶正だったことである。この少し後、延暦十年(七九二)に、同じく鍛冶正の広上王が造伊勢神宮使に任命されている。鍛冶司の長官が造営使に任じられるのは、正倉院文書の「正殿等飾金具注文」⁽³⁴⁾に見られるように、鍛冶司の、建築装飾を作るといふ性格と関係しているのではないだろうか。だとすれば、鍛冶正の造齋宮使への任命は、この齋宮が、伊勢神宮同様に金銅製装飾を多く伴った美麗なものであった可能性を示唆する。第一期の齋宮では、齋王のための空間である内院が優先的に整備され、華麗な装飾に彩られていたのである。

このような特色は、井上内親王が齋王であった時代の齋宮が、すでに齋宮寮と十三司を配し、百二十一人の官人を補任されているほどの組織であり、同時期の遺物として、三彩陶器や羊形硯など、平城京からの搬入物と見られるものが顕著でありながら、発掘調査では、未だにその規模結構すら確認されていないことを連想させるものである。組織は作られていても、それを受け入れる地域整備は不徹底という点で、内院第一期は奈良時代中期の齋宮のイメージを引きずって造営されたといえるので

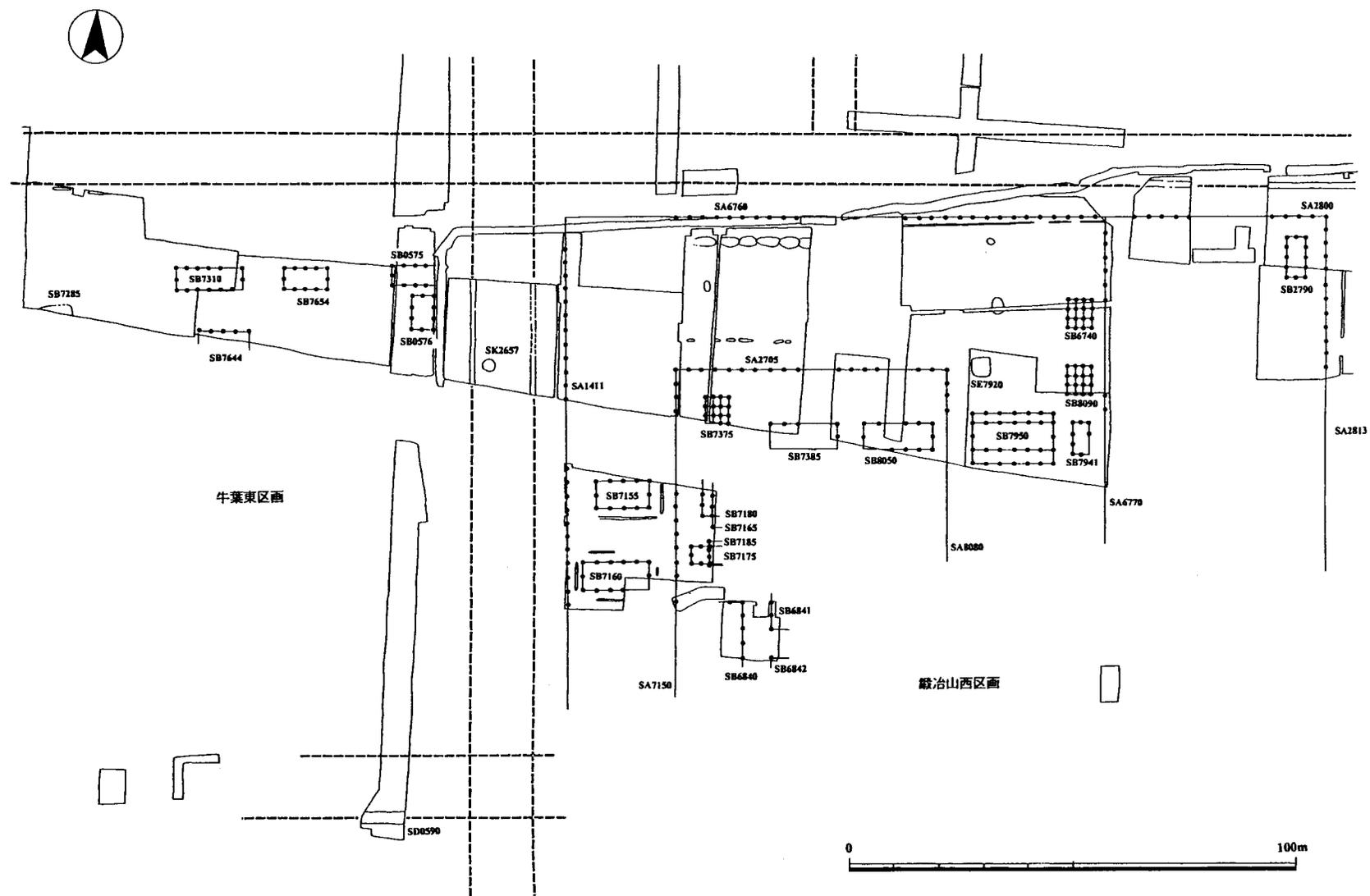


図1 斎宮内院地区第1期の遺構(『斎宮跡発掘調査報告Ⅰ』斎宮歴史博物館2001より)

はないか。とすればそれは、まさに井上皇后が実体験として知っていた齋宮の再生なのである。

⑤ 桓武による齋宮改革の意義

しかし、八世紀後半に齋宮跡東部地域に造営された齋宮は短命に終わり、新しい設計思想のもとに、方格地割を伴う桓武朝の齋宮が造営される。

この齋宮の整備は、延暦四年（七八五）の紀作良を造齋宮長官とした造営に対応するもので、内院二期とされる時期の建物それぞれに対応すると考えられている。この時期には、内院の周囲の建物も区画道路と方位を揃えるようになり、整然とした区画が造成されていたことをうかがわせる⁽³⁷⁾。そして一方、鍛冶山西区画は、その南北の区画と同一スケール⁽³⁸⁾になり、扉も一重となる。さらにその西側には、東から四列、北から三列目の、牛葉東区画と称している区画が造成され、そこにも扉が巡らされるようになる(図2)。この方格地割を造成したと見られる造齋宮使紀作良は当時、大藏大輔が主務で、河内和泉班田次官、伊勢守などの経歴を持つ。地域行政にも強く、伊勢国とも関係がある。その伝によると、容赦のない性格の酷薄な行政官僚だったという。紀作良は美麗な齋宮ではなく、行政的な運用が可能で、実用的な齋宮を作ったと考えられる。その内容を、内院地区第二期における、牛葉東区画への内院の拡大を例に考えてみよう。

『延喜齋宮式』には、正月三日に齋宮南門を開けて神宮・神郡の関係者による齋王拝賀が行われるとしている。この儀礼は朝廷の正月朝賀に対応するものと考えられ、『皇太神宮儀式帳』にも見られることから、九世紀初頭には行われており、『神宮雜例集』によると神宮から齋王に贈り物がなされるなど、親睦儀礼的な性格も持っていたようである。一方、内

院地区第一期の鍛冶山西地区内郭の推定正殿位置の南側には南北棟と見られる建物が二棟（SB六八四一、四二）確認されている。すなわち内郭の推定正殿では、これらの建物が遮蔽して、齋王は南門越しに群臣拝賀を受けられないのである。一方、『延喜齋宮式』によると、内院には「寢殿」と「出居殿」があったという。これが『弘仁式』にさかのぼると仮定し⁽³⁹⁾、さらに正月三日の拝賀儀礼が光仁段階で行われていたとすれば、第一期の遺構で確認された外郭内最大の建物は、齋王が拝賀を受ける建物、すなわち出居殿で、その南側には建物はなく、広場と南門があったという考え方もできる。この建物は現在、女官の詰所、台盤所と考えているものである。その推定理由は、当初鍛冶山西、牛葉東二区の外郭扉が八世紀後期より併存していると考えられていたため、出居殿は牛葉東区画の正殿と仮定されていたこと、この建物が東西六間で中心線を持たないことから、拝賀を受けるのには向かないこと、など消極的なもの⁽⁴⁰⁾にすぎない。ところがその後、牛葉東区画の外郭扉の成立が内院二期に下ることの判明や、飛鳥浄御原宮での東西六間の正殿の確認などにより、論拠はほぼ崩れたと考えられる。むしろこの建物は内院一期段階での出居殿であり、内院第一期には、寢殿と出居殿は同じ区画の中にあつた可能性が高いのである。

そして齋宮内院では、二期に至って、つまり牛葉東地区が造られてはじめて、生活空間である寢殿区画と、儀礼空間である出居殿区画が分離したと見ることができるのである。それは長岡京において第二次内裏を朝堂院東方に内裏を移したことに対応する、儀礼区画は西、生活区画は東という造営思想の変化の反映ではなかったかと考えられる⁽⁴¹⁾。一方、鍛冶山西地区においては、平安初期にあたる内院地区二期から三期にかけて、ほぼ同じ位置に「逆L字形」の配置の建物が、最低でも五回にわたり同じ位置で造替されている。このことは、その建物が同じ目的で使われていたことを示唆している。すなわち、内院一期と二期では設計思想

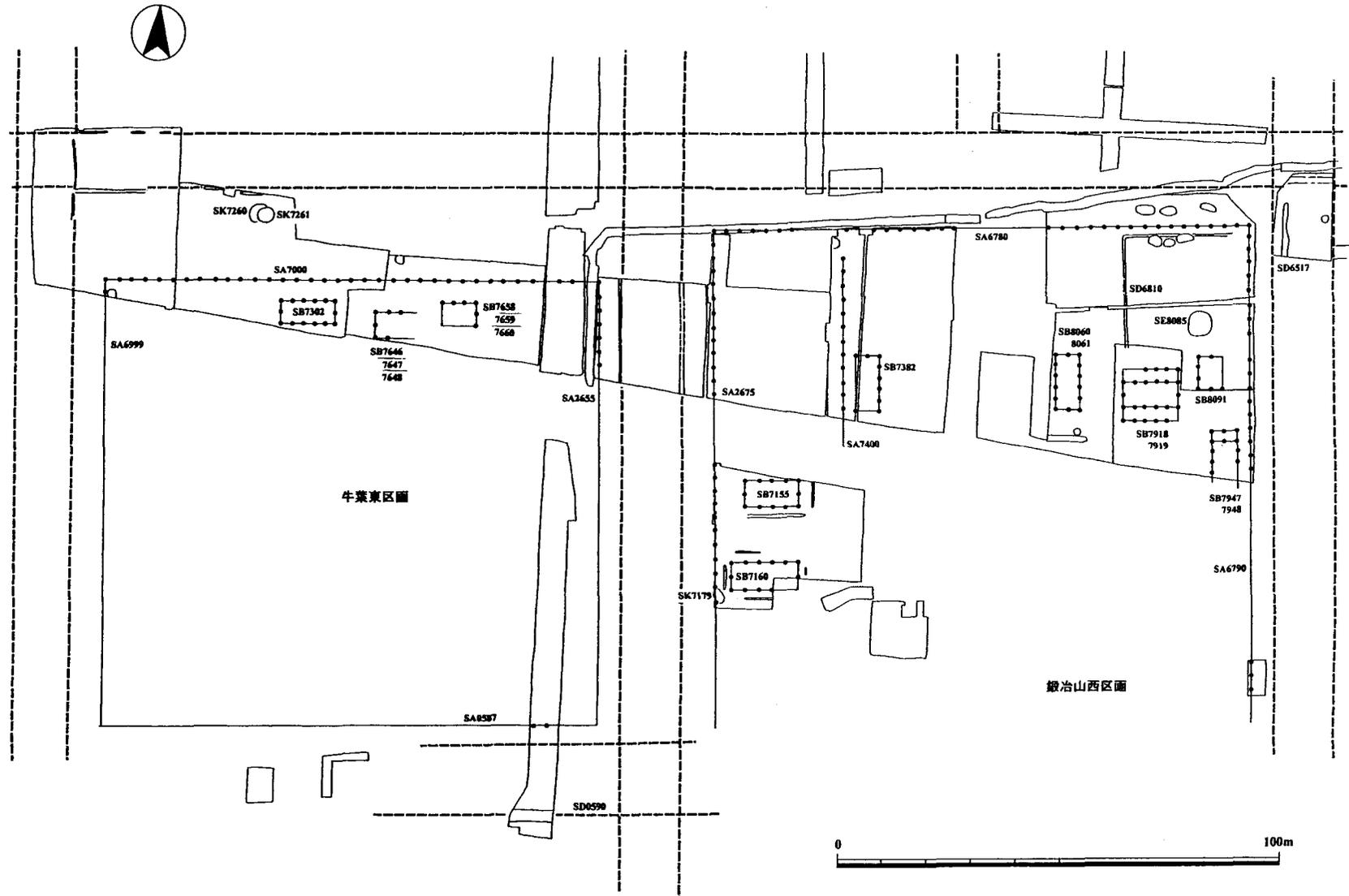


図2 斎宮内院地区第2期の遺構(『斎宮跡発掘調査報告Ⅰ』斎宮歴史博物館2001より)

が大きく異なるが、二期と三期以降のそれは、幾度の建替えを経ても継受されていくのである。

このように、桓武朝における紀作良の齋宮改造は、長岡京の造営を意識しつつ、儀礼のできる環境の整備、儀式の確立と継承、方格地割の形成による齋宮の官衙化、定型化を押し進めたものであったと考えられる。この齋宮では、内院は方格地割の中に規則的に位置づけられ、その隔絶性は後退し、方格地割の一部となっていく。そして連続する建替えからは、区画内の計画的な使用パターンがうかがえる。この時期に、「システムとして受け継がれるべき齋宮と齋王制度」が確立されたと言えることができるのである。

このように、齋宮が王権の権力表象であるとするならば、光仁朝と桓武朝に見られる大きな相違は、王権自体の変質に対応したものと考えられる。前者は奈良時代的な齋宮で、恐らく井上皇后の意志を反映したものであり、後者は桓武天皇により、抜本的に改造された齋宮である。そこには両者の齋宮観の大きな相違があったのではないかと考えられるのである。

⑥ 井上齋王の国家的位置付け——聖武期における齋王の意義——

このように、第一期の齋宮は、井上の皇后在位時に造営が進められたもので、そこには井上の何らかの意図が反映されていたものと考えられる。そして結果として、この齋宮は酒人内親王のために用意されたことになる。しかし、これは後世的な「常識」で考えるとやや不自然なことである。例えば『源氏物語』のような平安文学の中では、齋王を伊勢に送ることは「悲しいこと」とされているのであり、井上は本当に実の娘を遠い伊勢に送るつもりだったのか、という疑問が生じるからである。感覚論を議論しても結論は出ないのだが、ここで問題になるのが、井上

本人が齋王をどのような地位と認識していたのか、ということである。

すでに指摘したが、『官曹事類』養老五年（七二二）九月十一日記として『政事要略』に残された、井上内親王の齋王就任儀礼の記録は、奈良時代の齋王の権威をよく伝える史料である⁴²。おそらくこの官記は、齋王関係儀礼の先例記録として残されたものであり、これほど詳細に記録され、しかも「符案」つまり太政官符として再使用された後に『官曹事類』に収録されていることは、井上の齋王就任の、先例規範としての重要性を物語るものであろう。

この時、元正天皇は、井上のために北池辺に新宮を造っている。また、平城宮から北池辺新宮までは厳重に警護されたというから、平安時代の齋王「卜定」が、自宅にあって勅使を待つのは違い、井上は、元正天皇が御した「内安殿」に共にいたことになり、卜定といういわば偶然を装う儀式ではなく、明確な形での就任儀礼が行われた可能性がある。北池辺新宮に井上が入るまで、卜占を行う神祇官宮主が全く姿をみせないことも留意点である。そして重要なことは、齋王の輿を右大臣長屋王らに先導させたことである。それは皇太子首「親王」の、長屋「王」に対する優位を決定付けるための演出であったと考えられる。藤原宮子を母とし、しかも宮子が政治に参画できない健康状態にあったという、天皇資格には大きな欠点を持つ首親王にとって、吉備内親王を妻とし、親王とも称された長屋王やその子たちは大きな脅威だったと考えられる。その長屋王が王族や貴族を従えて首親王の娘である齋王の先導係となるのは、首親王の優位を決定づける演出となったものと考えられる。井上は聖武体制確立の上で、重要な役割を果たしていたことになる。

そして井上の時代には、齋宮寮の整備、齋宮財政の自立、そして齋宮跡で確認される三彩陶器、羊型硯をはじめとした平城宮にならった文物など、齋王制度は著しく整備されている⁴³。こうした改革は、彼女の権威意識の形成にも大きな影響を与えたものとみても不自然ではあるまい。

称徳は、父聖武天皇が「朕が子太子に明に浄く二心無くしてつかへまつれ。朕が子ふたりといふことは無く、唯この太子一人のみぞ朕が子は在る」と勅したというが、⁴⁴実際にはもう一人の姉妹である不破内親王は、何度も謀反に関わり、反抗を繰り返して、実際に夫の塩焼王は惠美押勝によつて天皇に擁立されようとしたのである。⁴⁵これは、称徳の姉妹もまた、聖武の子であることに強い自覚と誇りを持っていたことの顕れと理解できるところであろう。そして井上の場合、元正天皇の時代の齋王として就任し、聖武天皇擁立に寄与したという事実があるのだから、不破以上に聖武の娘の自覚を強くても不思議ではなかった。

そして留意すべきは、井上齋王就任儀礼の演出が、元正天皇の意志によるものだったことである。齋王就任がたとえ聖武即位の布石であったとしても、祭祀権は「女帝から皇太子の娘に譲られた」のである。とすれば、井上は、持統から元正に続く女帝の権限の一部を再分与されたことになり、その事実が極端に演出されたのだといえるだろう。この権限の委譲は、太上天皇の権力が天皇と対等、あるいはそれ以上だったという近年の太上天皇論の成果を踏まえて考えれば、元正上皇・聖武天皇の共立体制の形成のため、女帝のもとに集約されていた祭祀権を、一世代飛ばして井上に与えたものと理解できる。これは、称徳の大権の根拠が「二所の天皇（元正と聖武）が御命を朕が頂に受け賜はるることだったことを想起させるもので、井上もまた、聖武だけではなく、元正の祭祀権をも継承した存在であったと見るのできるのである。

このように、井上にとつて、齋王の経験は、その権威の形成に大きな影響を与えた可能性がある。とすれば、齋宮を再置し、実の娘を齋王にして、その権威を引き継がせることを考えたとしても不自然さはないだろう。

そして重要なことは、仮に井上が自覚していなくとも、少なくとも養老五年の演出を見た記憶を持つ人間たち、つまり井上と同世代か少し年

上の貴族には、井上内親王は、「元正・聖武の祭祀的な権威を受け継いだ存在」と映り、その次世代にもそのように語り伝えていたであろう、ということである。

そして重要なのは、井上が齋王の勤めを全うしたことなのである。少なくとも平安時代には、齋王と伊勢神宮の関係は、天慶九年（九四六）に英子内親王が死去し、齋王死去の由を勅使が申すと、それまで原因不明のまま閉ざされていた神宮正殿の扉が開いた、という事件⁴⁷から見て、神の意に染まないと齋王は動まらない、という認識が見られた。つまり無事に勤め上げた齋王は、神に嫌われなかった齋王なのであり、齋王は平穩無事であることは、天皇に代わつて神に仕えるという行為が順調に行われていることの証明なのである。その意味で、井上は「伊勢神宮を祀ることのできた」齋王、いわば「神によつてその権威を認められた」齋王だったと認識されていたとも理解できる。

⑦ 皇后・齋王・女帝——井上内親王の権力基盤——

前述のように、称徳天皇は、太上天皇・天皇・皇后を合わせた権力を掌握し、皇太子を置かず、宗教的権力者として仏教・神祇の上に立つ存在として、聖俗を合一した、律令天皇制下における究極の権力結集を行っていた。

一方、井上は「元・齋王」の皇后として、伊勢神宮を背景にした聖俗合一の権力を有していたことがうかがえる。井上がもし即位をすれば、称徳を前例に、天皇・皇后・齋王を合一した、称徳とは異なる権力集中を行う女帝となり得たのである。そして、光仁が早くに死去した場合、齋王となつていた酒人が帰京して、例えば異母兄弟や王族の誰かと結婚すれば、第二の井上になり、さらに女帝となったことは十分に考えられる。とすれば、酒人の齋王就任には、井上タイプの皇后を再生産する意

味があったのではないかと考えられる。⁽⁴⁸⁾

平安時代後期には、伊勢や賀茂の齋王から未婚立后を経て、女院となるケースがしばしば見られ、王権に関わる任務である齋王を経験することとは、未婚女院への階梯の一つとされていたことが指摘されているが、⁽⁴⁹⁾井上や酒人をめぐる同時代の認識にも、そういったものはなかっただろうか。少なくとも、井上は、齋王を経たことで権威を確立したと見られるのである。

その点で留意すべきは、井上と大中臣清麻呂の関係である。先述のように、大中臣氏は神祇官を掌握し、他戸親王の東宮坊を押さえていた。すなわち、本来は井上に近い勢力だったはずである。実際、元・齋王である井上にとって、大中臣氏は親近感のある氏族だったはずであり、齋宮の再生を進めるにあたって、重要な存在だったはずである。⁽⁵⁰⁾

ところで清麻呂は称徳大嘗祭に神祇伯として供奉し、従三位を授けられている。⁽⁵¹⁾つまり仏教と王権の合一を演出したのは、道鏡とこの清麻呂なのである。しかし一方の道鏡失脚後も清麻呂は立身が続いている。この違いの背景に、清麻呂と井上との関係の深さがうかがえないだろうか。

そもそも井上の権力は、血統や祭祀権など、効果的ではあるが具体的な暴力装置などを伴わない、漠然とした権威に依ったものである。その意味で俗権としては基盤が弱い。そのため、漠然とした権威に形を与える仕組みが必要となる。

一方で、律令制段階でも、祭祀事務の仕組みは俗権的な行政事務とはいささか距離を置いたものであった。例えば神祇官が四等官制を取りつつも、中臣・忌部・卜部などの負名氏族に依るところが大きかったことや、おそらく令制前の氏の奉仕由来に起源を持つ中臣寿詞が、即位儀という重要な儀式の場で、奏上され続けていたことも、祭祀に関する事務は特定氏族でしか行えないという認識が広く存在していたからこそであろう。漠然とした権威の具現化には、こうした特殊な能力を持つとされ

た氏族の保証が必要だった。すなわち、井上の権威のかなりの部分は、中臣氏によって担われていたといえるだろう。しかし清麻呂以下の大中臣氏・中臣氏は井上廃后事件では一切ダメージを受けていない。どころか、却ってこの時期に、神祇官や伊勢大神宮司の掌握などにより、勢力を拡張しているのである。この点に関連して注目できるのは、酒人とその娘の朝原の後の齋王、桓武朝二人目の布勢内親王と平城朝の大原内親王が、それぞれ、中臣丸豊子、伊勢継子と、大中臣氏に関連した氏族から出ている女性を母としていることである。⁽⁵²⁾大中臣氏の関係者が齋王となることで、大中臣氏は齋宮とも関係を深め、伊勢神宮支配への関与をより強めたものと考えられる。大中臣氏の齋宮への働きかけは、井上廃后への関与の代償として許されたものではあるまいか。

そもそも井上が行ったとされる呪詛などという怪事件は、十世紀以降なら、軒廊御占のような⁽⁵³⁾神祇官や陰陽寮の卜筮に判断がゆだねられる種類のものであり、この原則はおそらく八世紀にも通用する。すなわち、井上を有罪と判断したのは、神祇官の占いであり、その背後には大中臣清麻呂がいた可能性が高い。井上の祭祀的な権威は、呪詛事件の以前に、最大の協力者によって周到に切り崩されていたものと考えられるのである。

このように、井上皇后における独自の権威、すなわち、皇族出自の皇后権と祭祀権の合致による権威は、その就任時においては大きな権力の源泉となったが、その廃后事件においても、大きな枷となって跳ね返ったのである。先述のように、山中智恵子は井上の周囲に、呪術を行っていたと疑われやすい雰囲気があった可能性を示唆している。山中は、井上は誤解されたのであり、無実だった、と見ているのだが、おそらく本質的な問題はそういうことではない。井上廃后事件は、直接には、皇后や齋王の権威が、わずかな読み替えによって呪術的な禍々しいものに転換する性質のものだったことに起因しているのである。

先述のように西野悠紀子は、奈良時代の皇后権威が、長期にわたる皇族皇后の不在により、かなり劣化していたため、井上は易々と廃后されたと指摘した。しかし西野説の問題点は、皇族皇后には藤原氏のような具体的な背景となる権力がなかったたので、権力自体が弱かったと見ている所にある。本来皇族皇后はそれ自身が「権力」と見なされる存在であり、井上皇后に伴う権力は当然存在したのである。重要なのは、それを守るべきシステムと、その権力の源泉となる権威についての共通認識が劣化して、突付けば崩れるようになっていたことなのである。井上自身は皇后権力を以前と変わらないものと認識していたのであり、おそらく周囲も当初はそうのように認識していた。しかしその権威を権力として実践していくうちに相互に違和感が生じ、それを調整するために、最終的に廃后という選択がなされたと考えられる。皇后権力は弱まっていたのではなく権威とのズレによって、システム機能不全を起こし、ついに強制的な機能停止に追い込まれたのであり、井上内親王は、それを体現する形で「消去」されたのである。

そしてこの「消去」の背景には、

- ① 称徳天皇により女帝権力が究極まで強まっていたこと
 - ② それが偶発的なものではなく、一人の支配者に全権力を集中することが出来る律令制の、必然的な選択肢の一つであったこと
 - ③ その再発を危険と見る共通認識が貴族層にあったこと
 - ④ 井上がもと齋王であり、称徳とは別種の聖俗混交権力を持ちうる存在であったこと
- があげられる。

仮に井上に自覚はなくとも、元・齋王が皇后に就任したことにより、その権威は自然と高まっていたのであり、従来の皇族皇后以上に危険な存在になっていた。井上の悲劇は、皇后としての権威が、本人の自覚以上に、周囲に甚大な被害をもたらす可能性があると思われ込まれていたこと

とによる。それは、本人にも、周囲の貴族たちにも沈潜していた「聖武朝に繁栄をもたらした齋王」という意識のなせる業であり、井上本人の自負心と、貴族たちの尊崇として顕れていた。しかし尊崇は、その実態がつかめない限り、いつ恐怖に展開してもおかしくない。国家の平安を祈りきった齋王は、その実績ゆえに、国家を転覆する恐怖の権力者に転化しうる存在として、排除されるべき要素を付与されていたのである。

終章 井上内親王事件の史的意義

奈良時代の王権は、その濃淡はあれ、実態としては、上皇・天皇・皇后・皇太后・皇太子などによって分担される複合王権と単純化できる。

この複合王権は、王を守るセーフティネットで、王に統治能力が無い時には、それを代行するシステムでもあった。聖武の幼少時もそうだし、某王を皇太子にできたのもこのシステムがあつてのことだろう。これももとをたどれば、六世紀後半から七世紀にかけて形成された、王族内の結婚による相互補完関係に由来すると考えられる。特に皇族皇后と元皇后型の女帝は、この時期の血族結婚の結果析出されたものと見ることが出来る。

他方、複合王権には、律令制前以来の群臣合議(54)を否定したものという性格付けが可能である。複合王権下では、皇太子制の確立と連動し、王位に空白期間を置かず、一部分の更新のみで安定した継承が行える体制が構築されていた。そこに群臣合議の入る余地はない。その意味で複合王権は「王族による専制」ともいえる。

しかし、称徳の段階で、こうした複合王権は一旦崩壊し、文字通りの天皇専制が誕生した。本来女帝には上皇がない、皇后もない。そのため、王権が一人に結集することが行われる傾向があった、具体的には持統がそうである。その場合王権はカリスマ的で強い強力なものになる。(55)

そもそも、律令国家は、カリスマ的王権か、官僚制的システムなのかという機構的な相違はともかく、強力な天皇による中央集権体制を志向するものである。つまりは律令国家が発展すれば、専制王権はいずれ形成される。その意味では複合王権と天皇専制はどこかでぶつかなければならない。

称徳王権は、ともかくも正しいプロセスと、政争の勝利により、中央集権王権としてはかつてなく純化されたものであった。その意味では典型的な律令的王権なのである。問題は、そこに宗教的カリスマまで付加したことがある。そしてこの問題の根元は女帝の宗教的権威などではなく、「三宝の奴」と自称し、大仏を拝した聖武の神仏政策にある。神仏に認められたという王権の自己正当化は、その信仰体系の下に国家がある以上、その権力の無謬性を自明のこととする。

しかし、問題はこの体制をどのように継承させるかだった。光仁はあくまで中継ぎであり、専制王権は継承できない。その後には、井上皇太后と「他人天皇」か、「井上女帝」と他人皇太子か、いずれにしても複合王権体制しかなかったはずである。

ところがその井上は、自覚があるうとなかろうと、称徳に最も近い、つまり専制権力を集めやすい存在だった。彼女自身の元・斎王という実績のためである。井上がいる限り、井上王権、または他戸王権は、聖俗混交した専制王権に極めて近い複合王権となる可能性が高かった。そしてそれは、極めて危険なものと貴族層には映ったのであろう。井上事件は、皇族の皇后就任という「事実」が、ある人（井上、他人）にとつては当然であり、ある人（周囲の多くの貴族）にとつては異常だったことよつて起こったのである。その背景には、聖武・称徳の築いた聖俗複合的な専制王権の影、すなわち負の実績のイメージがあったことは否定できない。

六世紀末期から七世紀前期の王権はある時期、男性であれ女性であれ

内廷から出ない形を基本にしていた。岸俊男が再現した推古の政治の取り方はそのまま用や舒明のそれに通じるはずである。⁵⁶ 宮が共通していたのなら儀礼は共通するはずであり、そこに前期難波宮の意義、すなわち「内裏前殿が作られ、王が内廷から出てくること」がある。⁵⁷ ならば「大極殿に出てきたこと」も男女を問わない王権の特性で、女帝が積極的に政治をしても不思議ではなかったはずなのである。

そして、橋本義則の言うように、⁵⁸ 奈良時代において、大極殿に皇后が天皇とともに出御するのが当たり前なら、皇后も天皇とともに政治の世界にいたことになる。事実、持統は直接政治を採っており、草壁皇子の妃であった元明が即位することの不思議もそこから理解できる。皇后には政治性も認められていたのである。

このように、奈良時代の天皇を、男帝・女帝で分けると、その本質を見失う結果となる。当時には基本的には女帝を批判的に見る眼はなかったと言つてよい。⁵⁹

しかし、同じ女帝でも、称徳は後世、批判的に見られている。それは一面では、桓武朝以降の「異なる論理」で奈良時代の天皇を読み替えたために生じた意識のずれである。そして井上は「続日本紀」の中で明確に「悪」とされた。これもまた、皇后権力を「異なる論理」で解釈したものなのである。それは称徳を批判したものと同じ論理から生まれた言説、「聖武に始まる聖俗混交王権の排除」という論理である。しかしこの件において注意すべきは、それが「女性阻害の論理」として顕れたことなのである。

井上の伝説的な暴虐行為自体はそれほど驚くには値しない。ただ同じ行為でも、称徳が行った分には悪意で書かれず、井上の場合には悪意で書かれている。それは時代の空気の違いとしか言いようがない。⁶⁰

そしてこの事件の背景には、「もうこりこり」だった聖俗混交王権⁶⁰無謬の王権の復活の「危険性」を示唆する出来事があった。すなわち、井

上内親王が元・齋王であり、その權威の源泉である齋宮を復活させたことである。

そうした「危険な」聖俗混交的専制を排し、貴族・官僚的、つまり俗権による専制を志向する勢力、これこそが桓武擁立派だったのであり、聖俗混交権力は、その祭祀的權威が読み替えによっていくらかでも「左道」になりうるという弱点を利用して潰えることとなった。井上の呪詛事件は、個人の問題ではなく、専制王権のあり方を問う戦いだったのであり、井上は、自覚的であれ、無自覚的であれ、そういう立場に立たされたので廃されたということなのである。そして真実廃されたのは、彼女の父である聖武が企図し、異母妹の称徳に結実した、聖俗混交した専制王権の可能性なのである⁽⁶⁾。

一方、その政変の結果生まれた俗的な専制権力は、桓武を経て嵯峨王権で完成される。それは天皇と皇太子により維持され、上皇も皇后も補足的にしか機能していない。外見的には複合王権であるが、実質的には専制王権となっていた。そしてこのシステムは藤原氏と一体化することで、摂政制、王権と最高位の貴族権の合体により維持される新たな複合王権につながるのである。

このシステムでは原則として女帝は誕生し得ない。天皇への過度の権力集中の再開を絶ち、皇后権力を抑え、男系直系でシステムの継承される天皇「家」を目指す。という八世紀末期の「貴族(男)」の論理のもとに排除されるからである。そしてこの論理は、律令国家のリセットという意味で、長岡・平安遷都と表裏一体になったものである。長岡遷都は政治・経済政策で、平安遷都はイデオロギー政策だとすると、井上は、イデオロギー転換を行う第一歩として廃されたということが出来るだろう。それは政治闘争ではなく、ある意味で井上本人を無視した「皇后」「女帝」「齋王」という文言の理解についてのイデオロギー闘争だったのである。

註

- (1) 渡辺晃弘「日本の歴史第〇四巻 平城京と木簡の世紀」講談社 二〇〇一年、坂上康俊「日本の歴史第〇五巻 律令国家の転換と「日本」」講談社 二〇〇一年、栄原永遠男「日本の歴史四 天平の時代」(集英社 一九九四年)ほか多数。
- (2) 角田文衛「宝龜三年の廢后廢太子事件」(『律令国家の展開』所収 一九八五年 初出一九六五年)
- (3) 栄原は、光仁擁立派と反対派の妥協として、つぎの天皇に他戸が予定され、その演出者は宝龜二年(七七二)に没した藤原永手であったとする。そして山部擁立を図る藤原百川、良繼により、井上、他戸の立場は急速に悪くなったとする。また、井上、他戸は、自己の立場が不安定である事を自覚し、山部に激しい敵意を燃やし、不用意な行動につけこまれ、謀反事件の発生を許したとする。
- (4) 坂上は、光仁は入り婚的に皇位につき、従来の王統との接合として井上立后、他戸立太子を行ったが、同時に父母へも贈号し、天智直系も標榜しており、いずれの問題にかたをつけなければならなかったとする。一方、藤原永手、百川は早くから山部を皇位継承者と考えており、「井上・他戸の母子は、一時の華やかな立太子儀礼が終わると、いや増した寂寥感に苛まれる日々が続」き、ついに天皇を呪詛した疑いをかけられて皇后の地位から引きずりおろされ、他戸も廢太子された、とする。
- (5) 山中智恵子「齋宮志」(大和書房 一九八〇年)
- (6) 『類聚国史』「追号天皇」延暦十九年七月二十三日条
- (7) 井上悪女史観は「水鏡」に発展する。「水鏡」の既述が藤原百川伝をもとにするという栄原の指摘を受けると、井上は八世紀末から悪女であるという認識を持たれていたことになる。義江明子「古代女帝論の過去と現在」(『講座天皇制と王権を考える 差別とジェンダー』岩波書店 二〇〇二年)によると女帝に批判的な意識は「日本書紀」「続日本紀」にはないが、『日本書紀』成立のころに芽生えつつあったとする。本稿の結論から言えば、まさにそういう時期なので、井上の存在は悪とされ、その行為は大逆とされ、悪女とされたのだということになる。
- (8) 西野悠紀子「中宮論」(『日本国家の史的特質 古代・中世』所収 思文閣出版 一九九七年)
- (9) 遠山美都男「古代日本の女帝とキサキ」(角川書店 二〇〇五年)
- (10) なお、西野も「巫蠱事件と女官」(『ケガレの文化史―物語・ジェンダー・儀礼―』所収 森話社 二〇〇五年)では、「恐らく光仁はこの時代の年齢感覚からいっても他戸親王への中継ぎと考えられていたのではないかとしている。なお、西野・遠山ともに光仁の位置づけについては河内祥輔『古代政治史における天皇

- (11) 義江前掲論文
- (12) 岸俊男「光明立后の史的意義―古代における皇后の地位―」(『日本古代政治史研究』所収 塙書房 一九六六年)
- (13) 『北山抄』六 卜定齋王事所引「貞信公記」承平五年十二月二十二日条
- (14) 『統日本紀』神護景雲三年十一月壬辰条によると、新嘗の豊明に称徳天皇が参加し、五位以上に賜宴している。「儀式」などを参考に考えると、称徳は貴族たちの前に姿を現していたことになる。
- (15) 義江前掲論文
- (16) 春名宏昭「律令国家官制の研究」(吉川弘文館 一九九七年)、仁藤敦史「古代王権と官僚制」(臨川書店 二〇〇〇年)、寛敏生「古代太上天皇研究の現状と課題」(『古代史研究』一 一九九二年)「太上天皇尊号宣下制の成立」(『史学雑誌』一〇三―一二 一九九四年) ほか
- (17) 『平城宮中央区朝堂院の調査―平城第三六七次調査』(独立行政法人 文化財研究所 奈良文化財研究所 平城宮調査部 二〇〇四年)
- (18) 榎村「謚号より見た古代王権継承意識の変化」(『古代祭祀の歴史と文学』塙書房 一九九七年)
- (19) 井山温子「『しりへの政』とその機能の所在と展開」(『古代史の研究』一三一 一九九五年)
- (20) 中井真孝「平安初期の神仏関係」(『律令制祭祀論考』所収 塙書房 一九九一年)は、称徳が最勝王経の「護法善神」の教理を借りて神仏習合の理論としたと説く。基本的に首肯しうる見解である。しかし、その前提としての「天神地祇、天皇祖霊、仏、菩薩、諸天の威力や恩寵」を混交させて讀めるイデオロギーについて「同工異曲の宣命は聖武天皇のときにもみえ」としていながら、称徳の時代に護法善神と天神地祇が同一視されたことを重視し、「突飛な、女帝らしい強弁」とする。本稿の問題関心から言えば、称徳の神仏習合意識が聖武の神仏観に端を発していたことの方を注視したい。
- (21) 西野前掲註(8)論文、橋本義則「平安宮内裏の成立過程」(『平安宮成立史の研究』塙書房 一九九五年)、「後宮」の成立(村井康彦編『公家と武家』思文閣出版 一九九五年)。
- (22) 坂上註(1)書、河内前掲註(10)書など。
- (23) 平城宮西朝堂院は、称徳朝に「西宮」として使用された後、光仁朝に改修されている(Ⅳ期)。この改修時期が光仁の即位以前か、井上廢后後だったかという断定は現段階では難しいのではないだろうか。あるいは、井上が皇后だった時期までは、井上は西宮に住んでいた余地を考えてもよいのではないだろうか。
- (24) 河内前掲註(10)書、保立道久「黄金国家」(青木書店 二〇〇四年)
- (25) 『統日本紀』光仁天皇即位前記
- (26) 井山温子は前掲註(19)論文で、光明皇后立后宣にある「しりへの政」を、天皇家内の統率権と見る。光明皇后に次ぐ皇后は井上であるから、井上立后の時点で、こうした機能は意識されていたと見るのが妥当であろう。
- (27) 榎村「古代難波の祭祀」(大阪市立大学日本史研究室編『難波宮から大坂へ』所収 和泉書院 二〇〇五年)
- (28) 榮原前掲註(1)書。もともと、藤原百川の事跡が基準なのだから、たとえ古い資料としても、井上・酒人母子はともに敵方であり、必要以上に悪人に書かれているであろうから、酒人皇太子の可能性も、後年の酒人の奔放伝説を踏まえ、光仁の暗愚を強調するための架空のエピソードにすぎない、ともとれる。
- (29) 山本一也「日本古代の皇后とキサキの序列―皇位継承に関連して―」(『日本史研究』四七〇号 二〇〇一)年は、この記述を、桓武にとっての酒人の重要性を示す説話と指摘している。
- (30) 栗林茂「皇后受賀儀礼の成立と展開」(『延喜式研究』八 一九九三年)
- (31) 高取正男「大嘗祭儀と中臣氏」(『神道の成立』所収 平凡社 一九七九年)
- (32) 榎村「即位・大嘗祭と齋王卜定の関係について」(『律令天皇制祭祀の研究』塙書房 一九九六年 初出一九九二年)
- (33) 奈良時代末期の齋宮跡については、『齋宮跡発掘調査報告Ⅰ 内院地区の調査』(齋宮歴史博物館 二〇〇二年)、ほか田阪仁・泉雄二「国史跡齋宮跡調査の最新成果から―史跡東部の区画造営プランをめぐって―」(『古代文化』四三―四四 一九九一年)、大川勝宏「光仁・桓武朝の齋宮」(『古代文化』四九―一一 一九九七年)、田阪仁「宝龜二年の遺齋宮使の意義について(素描)」(『研究紀要』第八号 三重県埋蔵文化財センター 一九九九年)、大川操「齋宮跡方格地割における区画内建物の空間構成について」(『研究紀要』第八号 三重県埋蔵文化財センター 一九九九年) など
- (34) 『大日本古文书』第二五巻所収 年次不詳「造太神宮用途帳案」のこと。福山敏男「神宮の建築とその歴史」(『福山敏男著作集四 神社建築の研究』所収 中央公論美術出版 一九九五年)
- (35) 直木孝次郎「齋宮寮成立の時期について」(『飛鳥奈良時代の考察』所収 高科書店 一九九六年)
- (36) 齋宮跡では奈良時代の遺構から、羊型硯、三彩陶器片、大型蹄脚硯など、平城京から搬入されたと思われる特殊な遺物が発見されている。なお、齋宮歴史博物館ホームページ参照。
- (37) 仁藤敦史「齋宮の特殊性と方格地割の性格」(『齋宮歴史博物館研究紀要』一二 二〇〇三年)は、方格地割の設計思想と、平安宮の構造の類似を説き、その背景に、「遷都の必要条件が八世紀後半以降に消滅した」ことによる「都城の変化と連

- 動して齋宮の性格も変化した」、すなわち「施設の恒常化や在庁官人化が進展し、コンパクトな「方格地割」がその受け皿として利用された、とする。
- (38) 厳密には、東から三列目は、東西一三〇メートル、南北二二〇メートルと、周囲区画に比べて東西が一〇メートル長く、鍛冶山西地区より北の区画の中央には、幅一〇メートルの道路が置かれていたと考えられている。
- (39) 『延喜式』を見る限り、寝殿と出居殿の両立は野宮段階から行われており、しかも寝殿の調度は忌部氏、出居殿は中臣氏と、奈良時代から負名氏として齋宮に深く関わっていた氏族に下賜されることになっていった。これらの施設は、奈良時代以来齋宮の構造の根幹となっていたと考えられる。
- (40) 『明日香村飛鳥京一五三次調査 現地説明会資料』(奈良県立橿原考古学研究所 二〇〇五年)
- (41) すでに山中章は「齋宮方格地割の設計」(『奈良制古代都市研究』一七 二〇〇一年)において、齋宮跡の方格地割における長岡京の設計思想の影響を論じ、紀作良による造成を論じている。また山中「長岡京研究序説」(塙書房 二〇〇一年)参照。
- (42) 榎村「齋王を送る行列について」(『続日本紀の諸相』所収 塙書房 二〇〇四年)
- (43) 榎村「光仁・桓武朝の齋宮の史的意義」(『齋宮跡発掘調査報告』)所収 前掲註(33)
- (44) 『続日本紀』神護景雲三年十月乙未朔条
- (45) 『続日本紀』天平宝字八年九月壬子条
- (46) 註(44)に同じ。
- (47) 『貞信公記』天慶九年十一月十八日条
- (48) ならば、桓武が、自ら追い落とし井上の娘である酒人を後宮に入れたことにも説明がつく。酒人の、天皇の娘で元・齋王という潜在的な権力を行使させず、その権威を吸収するための最善の措置は、後宮に入れ、他の皇族との結婚の可能性を絶つことである。
- (49) 野村育世「中世における天皇家―女院領の伝領と養子」(『家族と女性の歴史 古代・中世』所収 吉川弘文館 一九八九年)
- (50) その意味で重視できるのは、大中臣清麻呂が天平十二年(七四〇)に神祇大祐に任じられるとともに祭主となったという「中臣氏系図」所引「延喜本系」や「二所太神宮例文」祭主次第の記述である。春名宏昭「神祇少副について」(『律令国家官制の研究』所収 吉川弘文館 一九九七年)によると、従六位官に過ぎない大祐の身で祭主となったのは、神祇伯中臣名代とその兄の祭主中臣入足が藤原広嗣の乱に連座して失脚したためで、中臣氏存亡の危機下だったという。そしてこの時の齋王は、井上内親王だった可能性が高いのである。井上齋王に若き日の中臣清麻呂は積極的に接近していた官能性は十分にある。
- (51) 『続日本紀』天平神護元年十一月庚辰条
- (52) 伊勢氏は中臣氏と擬制的同族関係を持ち、天平十九年(七四七)に中臣伊勢連、天平宝字七年(七六四)に中臣伊勢連、天平神護二(七六六)に伊勢朝臣を賜姓されている。
- (53) 軒廊御下については、西岡芳文「六壬式占と軒廊御下」(今谷明編『王権と神祇』所収 思文閣出版 二〇〇二年)
- (54) 吉村武彦「古代の王位継承と群臣」(『日本歴史』四九六号 一九八九年)
- (55) ただし、男帝の場合にもそれはある。白村江の後の天智、壬申の乱の後の天武などである。いずれも戦後の危機管理政権であり、強力なリーダーシップを必要としたものといえる。その背景には壬申の乱のような、王権継承時の群臣推挙とそれが起因する内乱という「伝統」に基づく権力奪取と、その事実をいかに無化するかという課題があった。
- (56) 岸俊男「朝堂の初歩的考察」(『日本古代宮都の研究』岩波書店 一九八八年 初出一九七五年)
- (57) 直木孝次郎「大化改新私見」(『難波宮と難波津の研究』吉川弘文館 一九九四年 初出一九七八年)
- (58) 橋本義則「後宮」の成立(前掲註(21))。
- (59) 義江註(1)論文では、『続日本紀』には称徳への批判的言質の初出は見られず、初出は『日本霊異記』だとする。しかし井上の場合については、すでに『類聚国史』所引の『日本後紀』逸文と見られる延暦二十二年(八〇三)正月十日の記事の原史料や、藤原百川伝の段階ですで見られている事に注意しておきたい。
- (60) たとえば『水鏡』の伝える、井上が光仁との賭けに勝ち、親王時代の桓武を待たせたという伝説には『霊異記』の称徳・道鏡伝説と同様の悪意がうかがえる。
- (61) その意味で、井上個人の権力欲求に井上廢后事件の根本を見た遠山の指摘も正鵠を射ていないことになろう。
- 末筆であるが、本論は東アジア権異学会会友、京極夏彦氏の著作『絡新婦の理』に多くの着想のヒントを得た。記して感謝する。
- (齋宮歴史博物館、国立歴史民俗博物館共同研究員)
 (二〇〇六年五月三二日受理、二〇〇六年八月一〇日審査終了)

The Dethronement of Empress Inoue and the Transformation of the Imperial Throne in the 8th Century

EMURA Hiroyuki

The dethronement of Emperor Konin's wife Empress Inoue in 772 is known for having altered Japan's ancient imperial lineage from the Emperor Temmu branch to the Emperor Tenji branch of the imperial family. However, analysis of Empress Inoue's political position is long overdue.

Aside from the fact that the late Empress Shotoku, Empress Inoue's sister, was a female ruler, she ascended the throne following a procedure that suited "Ritsuryo law" most of all. Furthermore, she was restored by military power, and because she also had the authority of an empress and had renounced family and secular life to devote herself to Buddhism, she had been supported by an ideology in which deities of a Buddhist-oriented Ise Shrine protected the imperial throne. She was a symbol of power with regard to both politics and ideology and can be understood as having pushed imperial autocracy to the utmost extreme. The nobles who sought to put Empress Inoue and her husband Emperor Konin on the throne believed that they could curb this burgeoning imperial authority and reposition them under the Ritsuryo system.

Emperor Konin ascended to the throne because he was the husband of Empress Inoue who was the daughter of Emperor Shomu. After Emperor Konin died Empress Inoue's son Prince Osabe assumed the throne. It was possible for either Empress Inoue to take political control as the empress dowager or for her son to rule from the throne. Because she had served as Saio (High Priestess) at Ise Shrine, the home of the imperial tutelary deities, she could also have reigned as a religious leader.

While she was empress a Saiku, which served as a small settlement where the Saio resided, was built, though this custom had been stopped during the earlier reign of Empress Shotoku. It is thought that the Saiku (Saio's palace and office) built during this period included the Saio's quarters. Magnificent and huge, they were palatial and included a living space and ceremonial space in one section surrounded by incomplete ancillary facilities. However, during the reign of Emperor Kammu that followed, a palace for the Saio was incorporated in the grid-shaped administrative section. While this remodeling was undertaken with the construction of the Nagaoka capital in mind, it impelled the urbanization and stereotyping of the Saiku through the provision of a ritualistic environment, the establishment and continuation of ceremonies and the formation of land divided into squares. From being a palace for an individual Saio, the Saiku became one of the administrative mechanisms of the state, resulting in the institutionalization of the Saiku and the Saio.

As an empress dowager who had served as a Saio, Inoue possessed an authority that united the sacred and secular underpinned by the religious authority of Ise Shrine. If she had ascended to the throne, her reign would have been au-

tocratic with unique religious elements. The political situation at that time operated to remove this kind of authority and the dethronement of Inoue took place to eliminate the possibility of a repeat of a spiritual throne. As an ideological struggle that questioned autocratic imperial power her dethronement occurred to remove all power from an "empress dowager", "empress" and "Saio".